

京都市告示第378号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第40条の規定に基づき、屋外広告物及び掲出物件を返還する日及び時間を次のとおり定めます。

平成16年12月17日

京都市長 榎本頼兼

1 屋外広告物及び掲出物件を返還する日

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から31日までを除く毎日

2 屋外広告物及び掲出物件を返還する時間

午前10時から午後4時まで

(都市計画局都市景観部都市景観課)